

## 空き家対策に関するアンケート

令和2年10月13日

市町村名 東秩父村

部 署 名 企画財政課

担当者名 \_\_\_\_\_

ご連絡先 0493-82-1254

メールアドレス \_\_\_\_\_

① 空き家対策を実施している中で、どのような課題・問題点がありますか？

(1) 空き家バンク物件が少ない

移住希望者による問い合わせが増加する中、思うように物件の確保ができておらず、希望に対して物件の提供が困難。

(2) 空き家に付随する農地の売買

田舎暮らしを希望される方の傾向として農業を行いたい方が多いが、農地法の規程により農地の売買が難しい。

② 現在どのような対策を実施していますか？また、今後実施する予定の対策はありますか？

(1) 空き家物件の確保

空き家への登録を促進する試みとして、令和2年度より「空き家バンク登録奨励金」制度を開始した。登録者に対して、定額10万円を支給する制度であるが、登録に向けた相談数が増加傾向にある。

(2) 農地取得への特例措置創設

田舎暮らしを希望される方の傾向として農業を行いたい方が多いが、農地法の規程により農地の売買が難しい。そこで、農業委員会との連携により、特例措置を創設し、一定期間の農業従事を条件に取得が可能となる制度を今年度中に創設予定。

## 別 紙

③ 宅建業者が空き家対策に協力できることはありますか？

他市町での実績等を鑑み、売買方法や金額、周知方法などのノウハウを共有して頂ければ、よりスムーズな引き渡しが可能と考えます。

なお、現在取り扱っている全ての物件において、推薦を頂いた協会員の方に携わって頂いておりますが、各種調整や所有者の意向を的確に集約し、マッチングへのご協力を頂いており非常に助かっております。

今後も引き続き、地方移住への趣旨にご協力を頂き、提携させて頂ければと存じます。

大変お忙しい中をご協力いただき、誠にありがとうございました。

※データでご提供いただけるものがございましたら、下記までご送付をお願い致します。

※いただいたアンケートの回答は本会のホームページに公開するほか、本会の会議において利用する以外の用途で利用することはございません。

提出期限：令和2年10月30日（金）

返信先：メール：[imai@takukken.or.jp](mailto:imai@takukken.or.jp)

FAX：048-811-1821

お問い合わせ先：048-811-1840

〔事業推進課 今井〕